

国立大学法人北海道大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当該役員の担当業務に係る実績とその評価、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を総合的に勘案して報酬に反映させるべく、国立大学法人北海道大学役員給与規程において、役員に支給される期末手当の額は、その者の役員としての業績に応じ、これを増額し、又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ① 期末特別手当を期末手当に改編し、平成21年6月期の期末手当に係る支給率を0.15月分引下げた。
- ② 平成21年12月以降の本給(報酬)月額を0.3%減額した。
- ③ 減額された本給(報酬)月額の平成21年度中の較差相当分を平成21年12月期の期末手当で減額調整した。
- ④ 平成21年12月期の期末手当に係る支給率を0.10月分引下げた。

理事

- ① 期末特別手当を期末手当と勤勉手当に改編し、平成21年6月期の期末手当と勤勉手当に係る支給率を0.15月分(期末:0.05月分、勤勉:0.10月分)引き下げた。
- ② 平成21年12月以降の本給(報酬)月額を0.3%減額した。
- ③ 減額された本給(報酬)月額の平成21年度中の較差相当分を平成21年12月期の期末手当で減額調整した。
- ④ 平成21年12月期の期末手当に係る支給率を0.10月分引下げた。

理事(非常勤)

該当者なし。

監事

法人の長の改定内容と同じ。

監事(非常勤)

改正なし。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 20,612	千円 14,516	千円 5,538	千円 435 (地域手当) 122 (寒冷地手当)			
A理事	千円 15,734	千円 11,052	千円 4,285	千円 331 (地域手当) 65 (寒冷地手当)			
B理事	千円 15,869	千円 11,052	千円 4,285	千円 331 (地域手当) 78 (通勤手当) 122 (寒冷地手当)			
C理事	千円 15,695	千円 11,052	千円 4,080	千円 331 (地域手当) 109 (通勤手当) 122 (寒冷地手当)			

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
D理事	千円 16,224	千円 11,052	千円 4,079	千円 331 (地域手当) 65 (寒冷地手当) 696 (単身赴任手当)			※
E理事	千円 5,163	千円 2,637	千円 1,951	千円 342 (地域手当) 232 (単身赴任手当)		7月13日	◇
F理事	千円 11,113	千円 7,230	千円 2,197	千円 1,156 (地域手当) 65 (寒冷地手当) 464 (単身赴任手当)	7月14日		◇
G理事	千円 15,228	千円 10,815	千円 3,917	千円 324 (地域手当) 49 (通勤手当) 122 (寒冷地手当)			
H理事	千円 15,433	千円 10,815	千円 4,122	千円 324 (地域手当) 49 (通勤手当) 122 (寒冷地手当)			
A監事	千円 12,515	千円 8,728	千円 3,330	千円 261 (地域手当) 78 (通勤手当) 116 (寒冷地手当)		3月31日	※
B監事 (非常勤)	千円 2,700	千円 2,700	千円 0	千円 0 ()		3月31日	

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注3:前職欄の「※」は独立行政法人等の退職者であることを、「◇」は役員出向者であることを示す。

3 役員退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

運営費交付金の効率化係数による削減の影響等を勘案しつつ、「行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に基づく総人件費改革の対応を踏まえ、教育・研究ニーズに沿った人員配置を行うとともに、事務の簡素化、合理化やアウトソーシング等により人件費総額の削減に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当法人は、国から運営費交付金が措置されていることから、国民の理解が得られるよう、社会一般の情勢に適合した適正な給与水準とすることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、勤務の実態に則した職員の勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
基本給月額 (昇給)	5段階の昇給区分(号俸数)により、昇給日(1月1日)前1年間の勤務成績に応じて昇給することができる。
基本給月額 (昇格)	教員:昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることができる。 教員以外:勤務成績が良好な職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給することができる。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

〔平成21年4月1日実施〕

- 勤務1時間当たりの給与額を算出する際の基本給及び諸手当の月額合計額を除する数について、「160」を「155」に改正
- 勤務1時間当たりの給与額の算出に際して、勤務実績に応じて支給される手当を加算する際の当該手当の額を除する数について、1月単位で支給される手当については「160」を「155」に、1日単位で支給される手当については「8」を「7.75」に改正
- 育児短時間勤務職員の給与について、上記1及び2と同様に改正
- 南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する極地観測手当について、職員が国から当該手当に相当する手当の支給を受ける場合については、当該手当を支給しないこととする改正
- 一般職基本給表(A)及び教育職基本給表を適用させる職員に、専門職の職群に属する職員を加える改正
- 平成22年度個別学力検査等(第2次入学試験)前期日程及び後期日程の入試の出題業務に係る、本問題のみ、本問題及び予備問題、予備問題のみの出題及び点検に従事した者への手当額を新設

〔平成21年6月1日実施〕

- 指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員に対して支給していた期末特別手当を廃止し、期末手当及び勤勉手当を支給する改正
- 平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、期末手当の算定の基礎となる額に乗じる支給割合について、指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員以外の職員にあっては「100分の140」とあるのは「100分の125」(特定管理職員にあっては「100分の120」とあるのは「100分の110」)と、指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員にあっては「100分の75」とあるのは「100分の70」とする改正
- 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する特例措置として、勤勉手当の総額を算定するため勤勉手当基礎額等の合計額に乗じる率について、指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員以外の職員にあっては「100分の75」とあるのは「100分の70」(特定管理職員にあっては「100分の95」とあるのは「100分の85」)と、指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員にあっては「100分の85」とあるのは「100分の75」とする改正

〔平成21年12月1日実施〕

- 10 各基本給表について、初任給を中心とした若年層を除き、基本給月額を平均0.2%引き下げ（管理職層は0.3%以上引き下げ）
- 11 各基本給表の引き下げに伴い基本給の調整額に係る調整基本額を改定
- 12 自宅に係る住居手当について、新築又は購入後5年間に限り支給されていた月額2,500円を廃止
- 13 平成21年12月期支給の期末手当及び勤勉手当について、0.15月分を引き下げ
- 14 10の引き下げを受ける職員の平成18年4月の基本給の切替えに伴う経過措置にかかる算定の基礎額について、0.24%（指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては0.32%）引き下げ

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 3,367	歳 44.4	千円 7,171	千円 5,293	千円 75	千円 1,878
事務・技術	人 871	歳 41.7	千円 5,503	千円 4,124	千円 84	千円 1,379
教育職種 (大学教員)	人 1,832	歳 48.1	千円 8,708	千円 6,377	千円 74	千円 2,331
医療職種 (病院看護師)	人 474	歳 36.0	千円 4,892	千円 3,673	千円 62	千円 1,219
技能・労務職種	人 9	歳 55.3	千円 5,538	千円 4,145	千円 77	千円 1,393
海事職種	人 15	歳 49.8	千円 8,119	千円 5,994	千円 3	千円 2,125
海技職種	人 26	歳 41.4	千円 5,494	千円 4,105	千円 0	千円 1,389
医療職種 (病院医療技術職員)	人 131	歳 40.7	千円 5,405	千円 4,051	千円 96	千円 1,354
その他医療職種 (医療技術職員)	人 5	歳 48.1	千円 5,415	千円 4,050	千円 90	千円 1,365
その他医療職種 (看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
指定職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
専門職(学術)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 37	歳 62.0	千円 2,245	千円 2,245	千円 85	千円 0
事務・技術	人 37	歳 62.0	千円 2,245	千円 2,245	千円 85	千円 0

非常勤職員	人 392	歳 35.6	千円 3,843	千円 2,914	千円 85	千円 929
事務・技術	人 139	歳 38.9	千円 3,084	千円 2,322	千円 116	千円 762
教育職種 (大学教員)	人 48	歳 40.8	千円 6,398	千円 4,876	千円 53	千円 1,522
医療職種 (病院看護師)	人 116	歳 26.4	千円 3,702	千円 2,822	千円 48	千円 880
技能・労務職種	人 33	歳 52.6	千円 3,726	千円 2,798	千円 102	千円 928

教育職種 (外国人教師等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	46.7	6,304	4,733	53	1,571
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	45	28.8	3,623	2,757	106	866
福祉系職種 (保育園職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	40.5	3,965	3,018	108	947

注1: 在外職員及び任期付職員については、該当者がいないため表を省略した。

注2: 「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師等の業務を行う職種を示す。

注3: 常勤職員の「海事職種」とは、船舶の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。

注4: 常勤職員の「海技職種」とは、船舶の乗組員の業務を行う職種を示す。

注5: 常勤職員の「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注6: 常勤職員の「専門職(学術)」とは、学術に係る専門的業務を行う職種を示す。

注7: 常勤職員の医療職種(病院医師)については、該当者がいないため省略した。

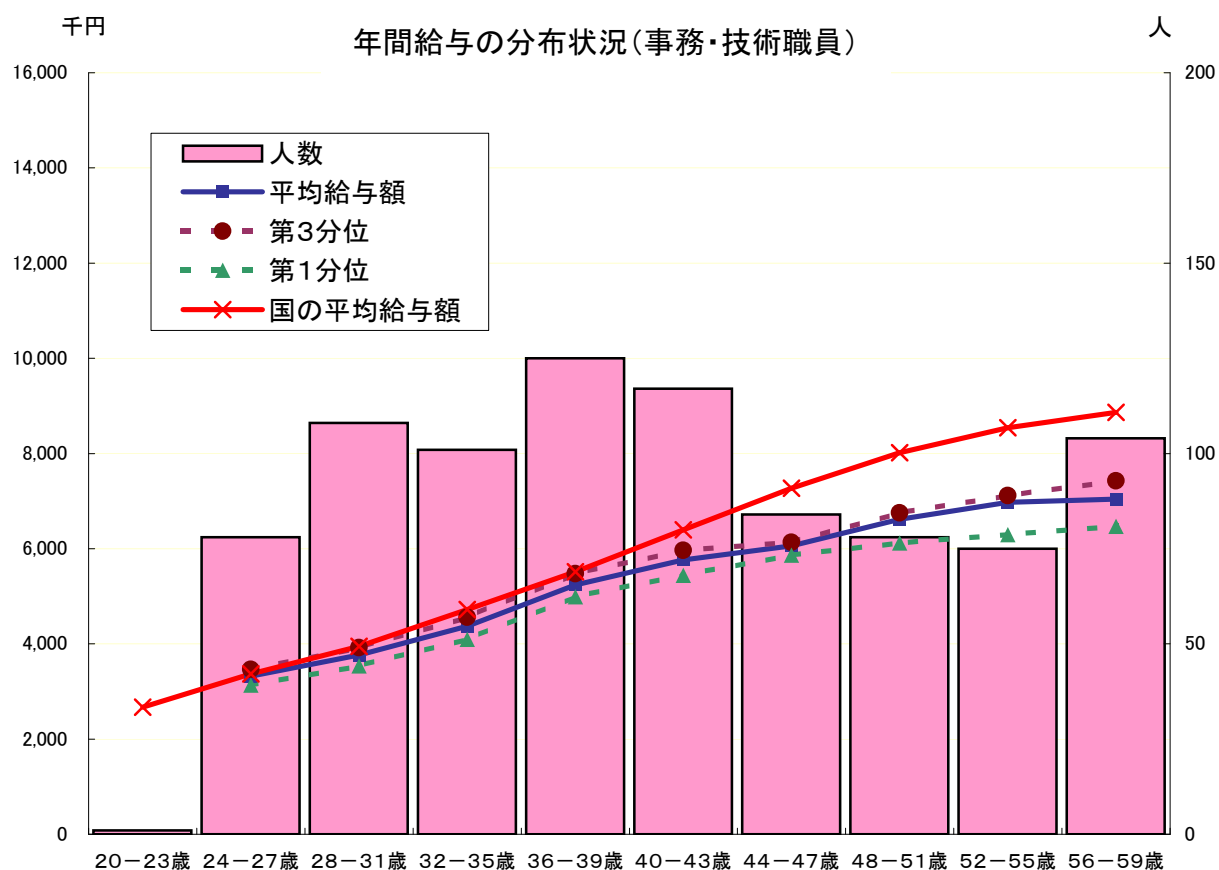
注8: 常勤職員の「その他医療職種(看護師)」、「指定職種」及び「専門職(学術)」については、該当者が2人または1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	234	39.7	6,216	6,216	55	0
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	213	39.5	6,246	6,246	49	0
特定職種 (特定専門職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	21	42.4	5,912	5,912	117	0

注: 「特定職種(特定専門職員)」とは、高度の専門性を有する業務等を行う職種を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



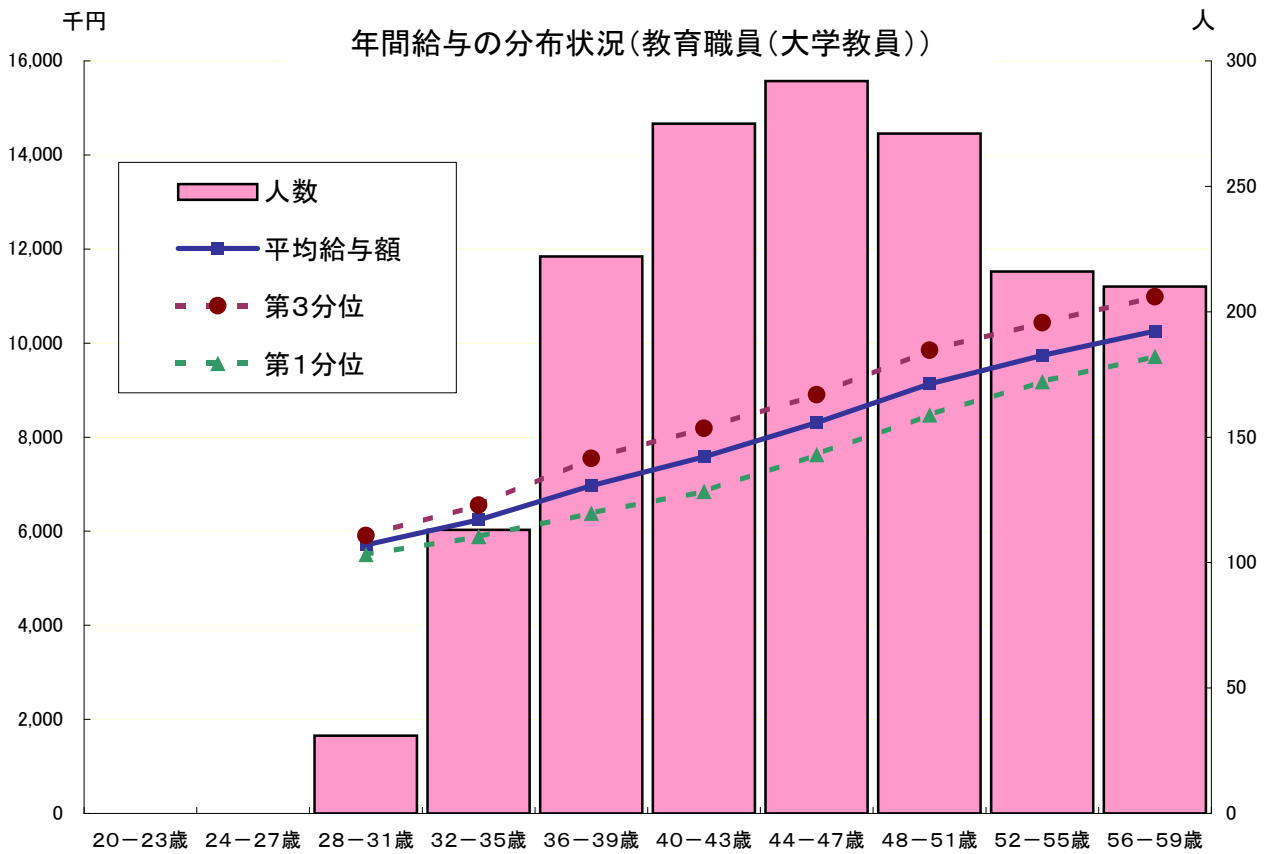
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注:年齢20～23歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・部長	8	54.8	8,985	10,890	11,782
・課長	42	54.3	7,853	8,149	8,669
・課長補佐	85	54.1	6,694	6,862	7,067
・係長	349	44.7	5,514	5,880	6,233
・主任	123	41.6	4,675	5,133	5,680
・係員	264	31.3	3,435	3,878	4,141

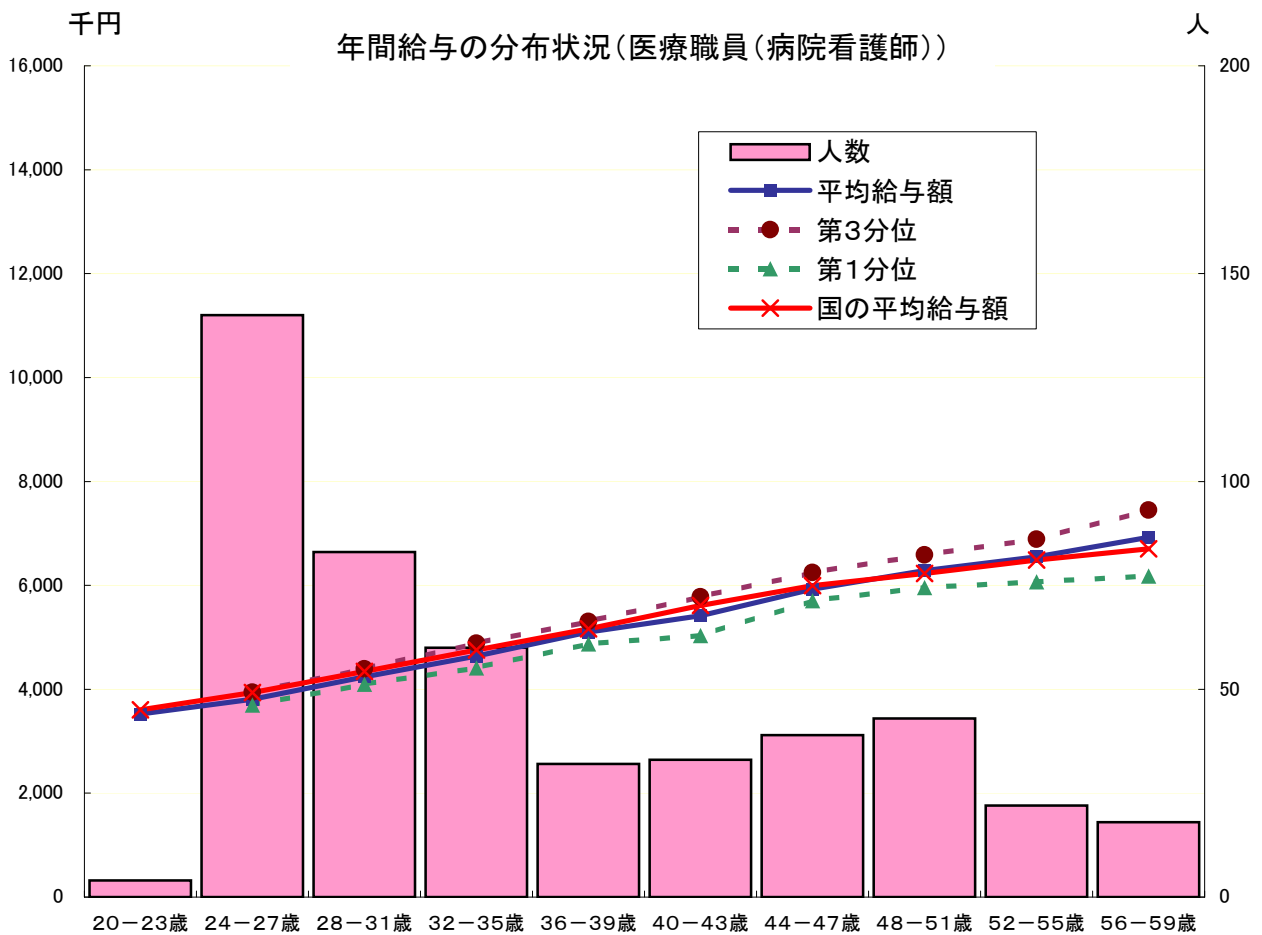
注:「課長」には相当職である「室長」及び「事務長」を、「課長補佐」には相当職である「室長補佐」及び「事務長補佐」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・教授	695	54.8	9,771	10,431	10,951
・准教授	564	45.6	7,815	8,286	8,840
・講師	103	46.6	7,369	7,927	8,407
・助教	448	41.0	6,164	6,557	7,000
・助手	18	50.7	6,269	6,594	7,012
・教務職員	4	49.8		5,464	

注:「教務職員」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



注: 年齢20～23歳の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・看護部長	1		—	—	—
・副看護部長	4	57.5	—	8,003	—
・看護師長	31	50.7	6,435	6,737	7,087
・副看護師長	75	45.0	5,478	5,865	6,298
・看護師	363	32.5	3,850	4,406	4,790

注1: 「看護師」には、「助産師」を含む。

注2: 「看護部長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下は表示していない。

注3: 「副看護部長」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐	部長課長	部長
人員(割合)	871	72 (8.3%)	197 (22.6%)	432 (49.6%)	93 (10.7%)	54 (6.2%)	17 (2.0%)	2 (0.2%)
年齢(最高～最低)		58 23	59 26	59 34	59 44	59 39	59 40	}
所定内給与年額(最高～最低)		2,971 2,197	3,932 2,433	5,196 3,205	5,892 4,404	6,640 4,847	7,403 6,013	}
年間給与額(最高～最低)		3,968 2,932	5,117 3,232	6,851 4,285	7,746 5,912	8,715 6,715	9,589 7,980	}

区分	計	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	事務局長	事務局長
人員(割合)		4 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
年齢(最高～最低)		54 50	}	{
所定内給与年額(最高～最低)		9,238 8,643	}	}
年間給与額(最高～最低)		12,517 11,648	}	}

注:7級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学職員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教・助手	講師	准教授	教授
人員(割合)	1,832	4 (0.2%)	466 (25.4%)	107 (5.8%)	561 (30.6%)	694 (37.9%)
年齢(最高～最低)		55 40	62 28	61 29	62 32	62 38
所定内給与年額(最高～最低)		4,305 3,837	6,078 3,796	6,697 4,079	7,578 4,515	10,633 5,760
年間給与額(最高～最低)		5,894 5,135	7,969 4,976	9,063 5,319	10,101 6,097	14,329 8,031

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員(割合)	474	0 (0.0%)	363 (76.6%)	75 (15.8%)	31 (6.5%)	4 (0.8%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)
年齢(最高～最低)		}	57 23	59 32	58 41	58 56	}	(
所定内給与年額(最高～最低)		}	4,873 2,451	5,063 3,520	5,388 4,168	6,104 5,807	}	}
年間給与額(最高～最低)		}	6,523 3,292	6,846 4,659	7,446 5,811	8,196 7,789	}	}

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.9	% 65.9	% 64.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.1	% 34.1	% 35.5
	最高～最低	% 48.7～32.9	% 44.9～29.6	% 45.1～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 68.1	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.1	% 31.9	% 33.9
	最高～最低	% 42.9～31.9	% 38.5～27.9	% 39.8～30.2

(教育職員(大学職員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60.0	64.4	62.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	40.0	35.6	37.7
	最高～最低	49.1～33.7	46.1～27.4	45.6～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.9	68.1	66.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.1	31.9	33.9
	最高～最低	42.9～29.0	48.6～27.5	46.0～29.8

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	55.5	64.6	60.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	44.5	35.4	39.9
	最高～最低	49.5～42.9	48.6～30.9	49.0～36.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	62.0	67.2	64.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.0	32.8	35.3
	最高～最低	42.9～32.7	38.5～29.1	40.6～30.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	87.3
対他の国立大学法人等	100.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	98.8
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	98.4
対他の国立大学法人等	101.7

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をも一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 87.3	
	参考	地域勘案 93.2 学歴勘案 86.9 地域・学歴勘案 93.0
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 47% (国からの財政支出額 44,979百万円、支出予算の総額 95,320百万円： 平成21年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は47%であるが、対国家公務員の指数について検証した結果、社会一般の情勢に適合しているものと考えている。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)	
	職員の給与水準については、引き続き社会一般の情勢に適合したものとなるよう努める。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 98.4	
	参考	地域勘案 99.9 学歴勘案 97.8 地域・学歴勘案 100.1
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 47% (国からの財政支出額 44,979百万円、支出予算の総額 95,320百万円： 平成21年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は47%以上であるが、対国家公務員の指数について検証した結果、社会一般の情勢に適合しているものと考えている。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)	
	職員の給与水準については、引き続き社会一般の情勢に適合したものとなるよう努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 96.0

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。
 { なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。 }

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
	千円	千円	千円	(%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	28,735,868	29,625,384	△ 889,516	(△3.0)	△2,752,141 (△8.7)
退職手当支給額 (B)	3,170,334	3,711,668	△541,334	(△14.6)	△1,083,992 (△25.5)
非常勤役職員等給与 (C)	10,475,543	9,411,024	1,064,519	(11.3)	4,500,044 (75.3)
福利厚生費 (D)	4,485,488	4,498,493	△13,005	(△0.3)	25,159 (0.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	46,867,233	47,246,569	△379,336	(△0.8)	689,070 (1.5)

注1:「非常勤役職員等給与」は、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」は、国の常勤職員に相当する法人の常勤職員に係る退職手当額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- ① i) 給与、報酬等支給総額の対前年度比が△3.0%となった要因
 - ・社会一般の情勢に適合するよう、基本給並びに期末手当及び勤勉手当を減額
 - ・事務の簡素化、合理化及びアウトソーシング等による人員の削減
- ii) 最広義人件費の対前年度比が△0.8%となった要因
 - ・社会一般の情勢に適合するよう給与水準の見直しを行う一方で、主として外部資金を財源とする大型プロジェクト等に係る非常勤職員(教育職種)の増加に伴い非常勤役職員等給与が増加
- ②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取り組みの状況
 - i) 中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項
 - ・中長期展望の下に、柔軟な教員編成システムを確立するとともに、上記重要方針において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取り組みを行う。
 - ii) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
 - ・総人件費改革を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
 - ・平成18年度に国家公務員の給与構造改革と同様に、全基本給表及び昇給制度等の見直しを行った。
 - iii) 人件費削減の取組の進捗状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	32,303,048	30,714,961	30,187,235	29,625,384	28,735,868
人件費削減率 (%)		△4.9%	△6.5%	△8.3%	△11.0%
人件費削減率(補正值) (%)		△4.9%	△7.2%	△9.0%	△9.3%

- ・「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成21年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率は、それぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%である。
- ・基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項 特になし